平成２６年（フ）第１２６７０号
埼玉県八潮市八潮４丁目28―28
債務者　渡邊　由美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７１号
東京都板橋区泉町11―２―403
債務者　足達　智弘
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７２号
埼玉県川口市前川１丁目14―24―106
債務者　石黒　晃庸
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７４号
東京都立川市曙町３丁目25―11
債務者　能願　清則
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７７号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町５丁目８―26―302
債務者　八巻　俊斗
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７８号
東京都世田谷区若林２丁目７―８―206
債務者　天明　壽子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９―１―401
債務者　宮越　由美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８０号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢南３丁目20―３
債務者　白滝　美幸
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８１号
東京都江戸川区東葛西４丁目18―16―403
債務者　秋元　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８２号
東京都西東京市中町３丁目５―22―101
債務者　小保形有子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２４号
東京都多摩市鶴牧５丁目40番地９―102
債務者　田港　朝清
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１３号
愛知県みよし市三好丘旭１丁目４―４フローラルＵＧ101号室、住民票上の住所愛知県みよし市三好丘５丁目１番地11　野村三好ケ丘ヒルズ壱番館704号
債務者　小林　肇
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２３２号
大阪市東淀川区豊新５―16―27　豊新セリオ111号、住民票上の住所福岡市西区室見が丘３丁目５番８号
債務者　木村　公美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市野依台１丁目21番地の１
債務者　中村　章
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３３２号
兵庫県西宮市浜甲子園１丁目２番11号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番33号
破産者　平田　俊明
1　破産債権の届出期間　平成27年１月21日まで
2　一般調査期日　平成27年３月13日午前10時45分
平成26年12月22日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９６号
神戸市兵庫区会下山町１丁目１番14号
破産者　日下　**溥**之
1　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
2　一般調査期日　平成27年２月３日午前10時15分
平成26年12月19日
神戸地方裁判所第３民事部